

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合
(第 5 回会合)
2014 年 7 月 14 日 (月)
(14:00 ~ 16:00)
国際協力銀行本店 9 階講堂

【司会】

それでは、お時間になったようでございます。これより、国際協力銀行および日本貿易保険の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関するコンサルテーション会合の第5回会合を開催致します。

本日は、皆さまお忙しい中ご参加いただき、誠にありがとうございます。私、経営企画部の牛田でございます。本日も司会を務めさせていただきます。よろしくお願いを致します。

今日の会合では前回に引き続き、個別論点に関する議論を行わせていただきます。前回は項番6まで進んでおりますので、本日は項番7から開始ということでさせていただきますと存じます。論点整理用として、A3横のものを皆さまお入りになるときに配りしているかと思っておりますけれども、お手元に無い方、後方のほうに置いてございますので、適宜お取りいただければと思います。本日の会合、16時までを予定しております。7番よりスタートして、それまでに議論できる論点を順次進めていくという形とさせていただきます。皆さんへの事前のご連絡では、最大で項番14番まで行うということにしておりますけれども、時間が途中で来た場合は、残りの論点につきましては、また更に次回に繰り越しにということでさせていただこうかと思っております。

なお、次回会合はホームページでも既にご案内をしておりますけれども、7月30日、水曜日の2時から4時ということで予定をしております。

では、早速進めたいと思っておりますけれども、1点いつも通りの連絡事項でございます。議事録でございますけれども、透明性確保の観点もございまして、後日公開をさせていただきます。一方で、ご出席いただいている皆さまのプライバシーということもございまして、映像や写真の撮影は控えていただきたいと思います。録音していただくこと自体は構いませんけれども、音声の公開は控えていただきますようお願いを致します。この点、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

では、早速ですけど、まずJBIC/NEXIから前回以降の動き等について何かございましたら、お願いを致します。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。本日もお暑い中、多数お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。論点整理に基づく議論に入る前に前回、7月3日の第4回コンサルテーション会合以降のアップデートをさせていただきたいと思っております。まず、今お手元にお配りしております論点整理表でございますけれども、7月11日付で、NGO様から6月16日付で追加でご提言いただいた内容、論点整理表の項番に基づきますと、項番9番、それから12番、13番、これにつきましてのJBIC/NEXIの考え方というものを追記させていただいたものを先週ですけれども、JBIC/NEXIのホームページにアップをさせていただいております。

それから、第2回、第3回のコンサルテーション会合でJBIC/NEXIの方からご説明をさせていただきますました実施状況調査に対するNGO様からの質問に対する回答のうち、後日回答となっております積み残しの回答につきましては、現在、鋭意、回答取りまとめ中で、本当は今日に間に合わせたかったですけれども、明日中にはJBIC/NEXIのホームページに残りの質問、積み残しになっておりますご質問に対する回答全てをアップする予定でございます。その回答に関しまして、追加のご質問、それからご確認、クラリフィケーションしたいというようなご要望があれば、書面でいただければと思いますし、また、個別の面談でクラリフィケーションしたいというご要望がある場合には、私どもいつもドアはオープンにしておりますので、JBIC/NEXIのほうにご要望いただければと、そのように考えております。

それから、NGO様の方からご要望いただいております現地実査報告書、これにつきましても報告書を現在取りまとめているところでございまして、ちょっとそば屋の出前のような状況になっていて申し訳ないですけれども、これにつきましても、次回までにはホームページにアップできるように、今、最終的な調整をしておるところでございますので、もう少々お待ちいただければと思っております。以上がご報告事項でございます。

それと、あと、今後のスケジュールでございますけれども、次回、第6回は7月の30日の水曜日、それから8月に入りまして、第7回につきましては、8月の7日木曜日、第8回は8月の28日木曜日ということで、いずれも午後2時からということで予定しております。9月の開催予定日につきましても、会場の手配が整い次第、前広に日程、日時につきましてもご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。JBIC/NEXIからの冒頭のご報告、ご連絡事項は以上でございます。

【司会】

はい。ありがとうございます。では、論点整理表に沿って、個別の論点についての議論を進めさせていただきたいと思っております。まずご発言を皆さまにいただくこととなりますけれども、ご発言の際には手を挙げていただいて、まず所属とお名前を言っていただくからのご発言をお願い致します。匿名を希望される場合は、匿名でのご発言ということでも構いません。また、議事録だけ匿名が良いというご希望がある場合は、その旨、おっしゃってご発言いただければと思います。

では、今回は項番7からということですので、前回同様でございますけれども、提言、あるいは意見、おっしゃっていただいた方からの趣旨説明、背景と補足説明等、まずしていただき、その次、その次というふうに進めていきたいと思っております。項番7につきましては、NGOの皆様からご提言いただいた点でございますので、まずは趣旨説明等、お願いを致します。

【JACSES 田辺様】

JACSES の田辺と申します。項番 7 につきましては、論点が二つありまして、環境関連文書のウェブ上での公開等です。それから、それらの文書的意思決定後の継続的公開という 2 点でございます。現行のガイドライン上では、ウェブ上で公開するということになっていますが、実施状況調査に関する質問では、数などをご質問したんですが、把握されていないという回答でしたので、先週時点でどれくらい公開されているのかというのを私どもで確認したところ、JBIC のウェブサイト上でカテゴリ A 案件が 30 件ありましたが、そのうちウェブ上で EIA 公開されたのが 11 件と。つまり 3 分の 1 程度というのが現状なんじゃないかと思えます。11 件ですが、中身を見たところ、テキストのみ PDF でというベースのものが 5 件。それから、画像化の PDF のものが 5 件。それから、外部へのリンクというものが 1 件という状況だったと理解しています。

容量の問題等々があるということでご回答いただいているんですが、まずこの容量の問題としては、原則、テキスト PDF データで公開すれば、まず一番軽いデータで公開されるのではないかと。それから、外部サイトへのリンク等、借入機関が外部のウェブサイトで開催している場合は、そのリンクで対応すれば、十分に多分容量としては問題ないんじゃないかと思えます。以上がウェブサイトに関する点なので、ウェブサイトで現状のガイドライン通りウェブでの公開というのを、是非きちんと実施していただければというふうに思っています。

それから、2 点目の意思決定後の継続的公開ということですが、現在ウェブ上では、この意思決定後の公開というのとはなされていないというふうに理解しています。特にガイドライン上、規定されていないんですが、広報センター等で EIA がこの意思決定後に公開されているか、いないのかどうかというのを実施状況をちょっとお伺いしたいと思います。というのは、以前、われわれの団体でこの決定後の EIA を JBIC に取りにいったところ、すぐに持ち合わせていなくて、そのままその場では公開してもらえなかったということがあったそうなので、その実施状況については教えていただければというふうに思います。以上です。

【司会】

はい。ありがとうございました。項番 7 につきましては、産業界の皆さまからもご意見をいただいております。どなたか背景、補足、趣旨説明等をお願いできればと存じます。はい。どうぞお願いします。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会の平尾と申します。情報公開全般についてですけども、JBIC/NEXI さんの環境社会配慮確認に係る情報公開というのは、プロジェクト実施主体が行った環境社会配慮を OECD コモンアプローチ等のルールに従って、それが国際的な基準に合致しているかどうか

っていうのを融資あるいは付保の際に確認ということだと理解してはいますが、一般的に国際的なルールの中での情報開示にさせていただきたい。といいますのは、当該プロジェクトが厳しい競争にさらされているってということで、商業上の機密とか、そういうものに十分配慮をさせていただきたいということ。

それから、案件によっては、テロによる襲撃等も考慮しなければならないということですね。原則的に現地で公開されている、あるいは実施主体が公開に同意するとか、そういうふうな範囲内で公開してさせていただきたいというのが、産業界の考えであります。項番 7 については、そういった観点で商業上の機密とか、あるいはテロの配慮等にそれを阻害しない範囲内であれば、公開には問題はないというふうに理解しております。以上です。

【司会】

ありがとうございました。続きまして、JBIC/NEXI からお願いを致します。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。先ほど田辺さんからご質問というかご確認があった点からご回答させていただきたいと思っておりますけれども、先ほどカテゴリ A 案件について 30 件中 11 件が EIA をホームページ上に、もしくはリンクを貼るような形で公開してたというご説明がございましたけれども、残りの 19 件については、私どもの 3 階の情報公開室のほうで、原本というかハードを公開しております。適宜、ご要望があれば、それをご閲覧いただけないという体制で情報公開をしております。ちなみに私どもが調べてたところ、他の ECA は、特にこの手の関係では進んでいるといわれています米輸銀の対応を調べてみましたところですが、ウェブについても、実施主体等がそのホームページ等でそういったものを公開している限りは、そこにリンクを貼るというふうな対応をされておることでございます。

それで、米輸銀のホームページに PDF 等で、米輸銀が入手した EIA を公開しているかという点、米輸銀は担当者の連絡先を HP 上は記載してあって、そこにコンタクトすると、私どもの 3 階の情報公開室みたいな所にあるハードをコピーを取って、希望者にお渡しするというふうな対応をしているというようなことを確認しております。

それと、ご要望のあった点として、今は意思決定までの間、EIA を公開するというものになっているものを、意思決定後も引き続き公開を継続してほしいというご要望でございますが、今まさに改訂に向けてのコンサルテーション会合をやらせていただいておりますが、今回の改訂後の環境ガイドライン適用案件については、意思決定後も継続掲載すべく検討を進めていきたいとそうように考えております。他方、ウェブサイト全体の利便性ですとか、予算が確保できて初めて可能になるという点がございまして、その点はあらかじめご理解をいただきたいと思います。

先ほどご提言いただいたとおり、PDF をテキスト化すれば軽くなるというアドバイスを頂

戴致しましたので、私どもとして、なるべく意思決定後も継続掲載できるようにどういう対応をすればいいのかというのを考えていきたいと思っておりますので、結論出次第、またご報告をさせていただきたいと思っております。それからあと、その場合なんですけれども、掲載する資料というのは、あくまでも環境レビューに用いた文書ということになるかと思えます。どういうことを申し上げたいかと言うと、時間が経つとどうしても文書内の情報というのが古くなってしまうということがあるので、我々が意思決定の段階で環境レビューに使った時点の文書を、引き続き意思決定後も継続掲載するということの可能性を考えていきたいなという点でございます。

それとあと、借入人や実施主体、それから現地の当局のウェブサイトにそういった EIA 等が掲載されている場合、そのサイトにリンクを貼る、これ大変私どものウェブサイトへの負担が軽いので、是非そういう対応が可能かというのは、引き続き検討させていただきたいと思っているのですけれども、この対応の欠点というのは、リンク先のほうでリンクが消えちゃうこと。時間が経つと、意思決定から 2 年とか 3 年、場合によっては 5 年、7 年経って、ずっとリンクを貼っておりますと、そのリンク元のほうの何らかの事情で切れてしまうこともあるかと思えます。残念ながら、私どもマンパワーがないのと、そういう切れたのを察知するソフトというのを我々は持ってないものですから、そういうリンク切れの懸念があるということをご認識いただきたいと思います。実際、クリックしてみて、リンク切れが分かったら、リンク切れてますよという情報提供をいただけますと、我々としてはありがたい、そのように考えております。

【日本貿易会 佐藤】

日本貿易保険の佐藤でございます。今、JBIC 稲葉さんの方から説明がありましたように NEXI と致しましても、なるべくウェブのほうに掲載するという事で努めたいと思っておりますが、前回、ご報告させていただいた我々のこのカテゴリ A 案件のウェブの公開状況では、これはたまたまなんですけれども、多分 34 件中 33 件が公開させていただいていたかと思えます。ウェブでのデータのやり取りだとかそういったものが、たまたま制限の範囲内とか、そういったところで入ったということだったかと思えますが、われわれとしてもシステム上、対応できるようなところを検討して行って、引き続いてのウェブ掲載ということも念頭に、何ができるかということを検討していければというふうに思っております。以上でございます。

【国際協力銀行 松原】

国際協力銀行の松原です。ちょっと 2 点ほど補足させていただきますけれども、田辺さんから先ほどご指摘いただいた、今、本行環境ガイドライン上は、ウェブサイト上で公開するということが原則なんだけれども、実際には、特に JBIC の場合はできていないというご指摘については、ここも稲葉が申しあげました意思決定後の掲載と同じ観点ですけれど

も、ウェブサイトの利便性とか予算といったところを勘案しながらですが、基本的にはやはり我々が書いたようにウェブに載せていくということだというふうに思っております。

で、もう一つ、ご質問にあった意思決定後の EIA を今、公開しているかという観点については、これは今までのこちら側のお話で明らかかもしれませんが、現時点においては公開はしていないということでございまして、その場合は、何て言うんでしょう、当然に公開しているというよりは、個別にご照会をいただいて、その案件を担当している者の確認を得てからでないと、お渡しできないという状況になっておりますので、現時点においてはそういう取り扱いだという点はご了承いただきますようお願いいたします。以上です。

【司会】

はい。ありがとうございます。ご質問、あるいは追加のコメントを。

【JACSES 田辺様】

今、2点に関して、前向きなご検討をいただけるということで、宜しくお願ひしたいと思ひます。1点確認で、NEXI さんのカテゴリ A、34 件中 33 件公開しているというのは、ウェブ公開がされているのか、それとも単に 33 件で公開しましたよということなのか、回答の中では、左記の観点では管理はしていないが、公開した案件数は以下の通りっていうふうに書いてあって、必ずしもウェブ公開を 33 件したというふうには読み取れなかったのか、かえって、現状 NEXI さんのウェブサイトを見たところ、JBIC 同様、大体 3 分の 1 ぐらいなのかなという実感を持っておりますので、34 件中 33 件、ウェブで公開されていたかどうかというのをご確認いただけますか。

【司会】

はい。ありがとうございます。

【日本貿易会 佐藤】

はい。ご質問ありがとうございます。日本貿易保険の佐藤でございます。すいません、私の理解では 34 件中 33 件が、調査対象になったカテゴリ A 案件についてはウェブ公開されていたというふうに理解しております。今、田辺さんの方で我々のウェブを確認されて、公開されてないっていう状況であれば、それはそれで真実だと思いますけれども、調査報告で報告させていただいた件数は、実際にウェブで公開した案件というふうに理解しております。

【司会】

はい。ありがとうございました。本件、項番7でございますけれども、追加質問等・・・
はい、お願い致します。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

熱帯林行動ネットワークの川上と申します。一つはちょっと質問なんですけど、ウェブで公開した以外の件については、情報公開室で閲覧というご説明だったと思うんですけど、ということは、閲覧なので、ここに来て見ないと読めませんということなのかなと思ひまして、それは色々な事情でそういうふうになっているだろうなと思うんですけど、本来というかウェブでということなんでというふうに理解しているんですけど、例えば、何らかの事情があればそうなっていると思うんですけど、先程もちらっとご紹介ありましたが、別の機関ではコピーで送付もありますよというお話もあったので、この近辺の人間だったら、来ればすぐっていうことですが、それにしても閲覧だと、そこに来てずっと読んどかないといけないので、結構そこでコピーさせてもらえはしないというふうに理解してますけど、閲覧というのはそういう意味だと思うんですけど、コピーができるんだったら、それでコピー対応をさせていただいて、費用はそれなりに負担、こちらでというか、入手したのは入手費を払って、そういう対応をさせていただければいいのかなってイメージをしたんですけど、のが1点。私、あんまりやったことがないので、確認したいということが一つです。あと二つぐらいありますけど、取りあえず、これお願いします。

【司会】

はい。じゃあ、一つ一つということで、お願い致します。

【国際協力銀行 松原】

JBICの松原です。今、広報センターで閲覧可能というふうに申し上げた事案については、コピーをすることについては、特にお断りしないというか、コピーは可能というふうに私どもとしては認識しております。で、広報センターにはコピー機もございますので、お越しただいて、そちらでコピーいただけるというふうな認識です。もし事実関係が違うということがあれば、教えていただければと思います。

一方で、我々のほうでコピーを取って、郵送させていただくという取り扱いについては、これも私の理解ですが、行っていないと思います。これは、こちら側での手間の問題もございますし、かなり大部であるから、広報センターで置かせていただいているということもございますので、あまり乱用される方はいらっしゃらないかもしれませんが、そういったこともあって、送付するということはしていないということですし、我々としても送付をするというよりは、なるべくウェブに載せるということで、必要な人が必要なときに取れるようにしたいなというふうに思っています。

【司会】

はい。ありがとうございます。続けて次の。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

1番のお話だと、今、ちらっと聞いた貸出ししてるというふうには言ってたんですけど、貸し出してもらえるんだったら、自分でコピーしなきゃということになるわけですよ。貸し出すわけだから、同じように貸し出しで送付して。近くの間はいいですよ。わざわざ来なきゃいけないというのは、結構大変な。地方に、例えば私も今は東京に居ますけど、前は大阪とかに居たわけで、そうすると、わざわざその度にこっちに来るのかと言われると、ちょっと来づらいなというのがあって、どうせ貸し出すんだったら、地方に別に郵送で貸し出してもいいんじゃないかなって感じがしましたのが1点です。

もう一つ、それについてはそんな感じで、アクセスをより、本当はウェブでやっていただければ一番楽ちなんですけど、ただ、コピー確かに頼んでやると結構大変なのはそうだなと思うので、貸し出ししてるっていうことであれば、それをそのまま貸し出すなり何なり、もちろんちゃんと戻ってこなきゃいけないから、それをどう確保するかっていうのは、それが一番重要かなとは思んですけど、そこら辺はチェックを何かしていただいてやられるのはいかがかしらと。ルールとしてちょっと整理された方がいいのかなっていう意味で、何となく、要するに出てるのと出てないのでだいぶその差が出ちゃうのはあんまり良くない。さらに遠いという人と近辺に居る人で、そんなに差が出るのはあんまり良くないんじゃないかなということ、そういうことを検討いただけないかというものです。コメントなんですけど、それは。

あとはついでに言いますと、意思決定後については、比較的前向きに皆さん検討していただけたということ、というのは、やっぱりいろいろ問題案件で、気付いたときにはもう実は、何ていうんですか、ほぼ終わってますとか、実はやりましたとか、契約を終わって、デューデリを終わってになっちゃって、それが用があると思っても出てこない。問い合わせれば出していただけたということだったんですけども、勿論その時点では、私もそういうシステムになってること自体知らなかったもので、問い合わせることもあまりしようと思っていなかったみたいなこともあって、問い合わせいただければ入手できますと書いてあれば、そこで、それしようかなと思いましたが、多分そういったことが特に書いてなかったのもうこれは出ないのかなとこっちで勝手に判断したようなこともあったんです。

なので、もし最悪、問い合わせで出すということであれば、そういう問い合わせしてくださいということを書いていただくとか。一番いいのは、それはもうそのまま継続していただければ。要するにレビューがあって、その中身がよく分かんないですよ。レビューはありますけど、じゃあレビューは本当に結構簡単といえば簡単な形ですね。結論書いてあるだけになっているので。ぜひその中身を継続的に確認する、あるいは気付いた時点で

確認するときには見つからないということになると、そのレビュー自体が納得して、こちら側として評価することも非常に困難なので、そういう意味で意思決定後でも是非公開しといていただければというところをお願いしてというのが、これもコメントというか、これは特にご意見いただかなくてもいいかなと。

3番目は、これちょっとおまけって言えばおまけなんですけど、こういう形でリンク切れのリスクというのはあるとは思いますが、私、借入人の方々の中で公表していただくというのが一番いいのかなというイメージは持ってまして、勿論そちらのウェブサイトが壊れちゃったら問題なんですけれども、それはそちらの問題なので、要求してもらえということでございますし、そういう形で要請していただくのがいいなと思っていて、そういう意味ではJBICに要請する段階で、そういうちゃんとEIAがA分類になりますよということが分かった段階で、もうそれでウェブで公開できる体制を整えてもらえませんかという形で、事前にもうそれは常識という形で、そういう感じのものを分かりやすくというか、何かを伝えておくとか、そういうふうな事前に言っとくというのも手かなと。何か、もし了解というか、事前の了解ならそれを入れちゃうとか、お願いしておくという手もあるかなと思ったんですけれども。今はどういう形でそういうことをやるかは分かりませんが、入手してそれを公開するっていうのは、当然、事前の合意をする融資の前の段階ですか、それをやった上でプロセスやってるわけですから、それは合意されてるかと思えますけど、それを含めて、事前にちょっと協議されるようなプロセスを1個入れとけば、比較的楽ちんなのかなというのは、これもコメントですが、ご提案という感じです。

【司会】

はい。ありがとうございます。1点から続いてのコメントと、2点目、3点目ということでもございましたけれども、JBIC/NEXIの方からお願い致します。

【国際協力銀行 稲葉】

JBICの稲葉ですけれども、いただきましたご意見の部分は、継続掲載すれば、大方解決するようなことかなと思いますけれども。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

それは事前に合意しといたらどうかなと・・・。

【国際協力銀行 稲葉】

それは最後の。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

ああ、最後のなんですね。最初の・・・。

【国際協力銀行 稲葉】

最初の 2 点のご意見ですと、言っておられた点については、意思決定後も継続掲載が可能になれば、大方解決するのかなというふうに考えていますので、継続掲載ができるように先ほども申し上げたとおり、前向きに検討していきたいなと思います。

最後の予めというところですが、私どもの環境ガイドライン上は、9 ページの括弧 2 の情報公開の時期と内容の所に、「本行はプロジェクトの実施国における関係法令等を踏まえつつ、借入人等を通じたプロジェクト実施者への働き掛けにより、一層の情報公開の実現に努める」という規定がございまして、従来、これまでの先程お話、ご提案があったような実施主体によるウェブサイトへの EIA のアップとかは、働き掛けはしております。ただ、強制にはなってない。あくまでも我々は働き掛けをする、奨励する立場にあるというのが、我々のベーシックなスタンスというか、基本的な立場ということで、これは今までもやっておりますし、これからもやっていく。

逆に継続公開、継続的にアップをし続けてるとなると、容量の問題とかもあるんで、我々としては、極力、実施主体にアップしてもらって、そこにリンク貼ったほうが、我々のウェブサイトへの負荷も小さくなるので、継続的に掲載するというをやるとなった段階では、さらにそのモチベーションというか、アップするよという奨励する度合いが強くなるのかなと、我が身に振り掛かってきましたので、そこは今後そういう形になった場合には、さらに奨励をしていくことになるのではないかと考えております。

【司会】

はい。ありがとうございました。この点、項番 7 につきまして、ご質問、あるいはご意見ございますでしょうか。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

さっきの貸出のところ、何か返答は・・・要するに郵送する、別に今答えがなければないでもいい。まだ検討でという答えで別に困らないですが、何かあればお答えください。郵送で貸出、あるいは差し替え。

【国際協力銀行 稲葉】

郵送の場合、先ほどのご指摘もあったとおり、ちゃんと返ってくるか。本人確認的なところを講じなきゃいけないなというふうに考えました。これもアップをちゃんとしてれば、別に郵送とかしなくてもアクセスできるようになるので、対応できるのかなと思っております。本人確認、それからあと、ちゃんと返してもらえるかどうかの確認というか、そこがポイントになってくるのかなと思います。

【司会】

はい。ありがとうございました。では、項番 7 につき、追加でないようでしたら、次、8 に進ませていただきたいと思います。ご提言として NGO の皆様からいただいております点でございます。では、いつも通りというか、趣旨説明をお願い致します。

【JACSES 田辺様】

はい。JACSES の田辺です。項番 8 は、環境関連文書の翻訳版の公開です。実施状況調査では、JBIC 側の EIA の言語を質問させていただきまして、JBIC では英語が 10 件、英語以外が 7 件、不明が 7 件という回答でした。それから NEXI は、34 件中英語は 9 件ということで、3 分の 1 から半分程度、英語で公開されているというのが現状でございます。

EIA の原稿ですが、当該国の影響のみならず周辺国への影響、それから地球規模での影響というものがありますので、更に日本の公的資金を使用しているという観点から、幅広く読める言語で公開していくというのが、基本的な説明責任を果たすための努力義務だと思っています。

中身の問題ですが、EIA そのものは既に公開されているので、翻訳版に商業上の機密が含まれているということは、それはないのが前提だというふうに感じています。それから、JBIC の側では英語以外の案件の場合は、英語に翻訳した翻訳版で審査をしているというのが現状というふうに理解していますので、仮に翻訳版に間違いがあれば、それは修正されることが望ましい姿だなというふうに思っています。

それから、解釈で揉めることがあるんじゃないかということはあると思うんですが、一般的には仮訳であるということをも記したり、争点がある場合は、原文に依拠するということを明記するのが一般的な形ですし、そういったことをすれば済むことなのかなと。

それから、外務省等はこういった仮訳の文書というのを大量に日本語訳で公開しています。オーソライズされているか、されていないかというところが、論点の一つになるかと思いますが、行政機関の実態としてはこういったことがされていない仮訳というのが、一般的に公開されているものと感じています。

それから加えて、米国の ECA の OPIC の公開状況を見たんですが、OPIC は過去のものを基本的に全てウェブで公開していると。原本を見たんですが、中南米案件も含めて、最近のものは全て英語で公開されているということを確認していますので、さらにその中でオーソライズされていない文書ですよみたいな注釈も入っておりますので、翻訳版というか、中南米の言語でしたらスペイン語やポルトガル語で EIA が作成されていると思いますが、OPIC は英語で公開しているということが実際の部分です。以上です。

【司会】

はい。ありがとうございました。項番 8 につきましては、産業界の皆様からも意見を頂

戴しております。どなたかお願いをできますでしょうか。はい、お願いします。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会の平尾です。翻訳版ですけども、JBIC さんが事業の実施主体から入手される場合もあるでしょうし、JBIC/NEXI さんが翻訳される場合もあるかと思えますけども、その場合、融資・付保にあたって、そのプロジェクトに関する質問状や、現地での確認等、補完する手段を併用して意思決定をされることになっているのではないかと考えております。翻訳版のみを公開するっていうことについては、仮訳っていうふうなこともありますけど、微妙なニュアンスの違い等で誤解が生じて、それに伴って行動を取るということを考えますと、やはり翻訳版の公開については慎重だというふうに、ここに書きましたようにオーソライズされた文書を公開すべきだというふうに考えております。

【司会】

はい。ありがとうございます。続きまして、JBIC/NEXI の考え方につきましてお願いを致します。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉でございます。項番 8 につきまして、EIA 等の翻訳版の公開についてご要望いただいておりますけれども、EIA 等の翻訳版が実施主体により公開されている場合とか、翻訳版の公開について実施主体との了解が得られている場合、これについては実施主体のホームページにリンクを貼ると、JBIC/NEXI と致しましても情報公開を行うこととしていきたいと思っておりますし、今までもしてきたと思えます。

他方、OECD の環境コモンアプローチにおいて ECA が公開する EIA の言語の指定は、特になされておられません。先ほど OPIC のケースについてご紹介いただきましたが、他国の ECA、エクスポート・クレジット・エージェンシーということではいろいろ調べてみたところ、アメリカで言いますと米輸銀ですけども、翻訳版が実施主体等により公開されていない場合や、それから翻訳版の公開につき、実施主体等の了解が得られない場合に翻訳版の公開を行っている機関は、我々の調べたところではございませんでした。そういうことから、イコールフットINGの観点から、同様な対応に留めることが産業界さんからのご懸念も踏まえると、適当ではないのかなというふうに考えております。

米輸銀の対応ですけども、これは先程も申し上げた通りなんですけども、もうちょっとこのところを詳しくご説明を致しますと、EIA については英語での提出を義務付けてます、米輸銀につきましては、英語での提出を義務付ける一方、実施主体がウェブサイト等で既に公開してる場合とか、実施主体の了解があるものに限り公開をしている、もしくは関係当事者から要望があればコピーを渡すというような対応をしているというのが、米輸銀の彼らの情報公開ポリシーに規定されている内容でございます。

それとあと、これも先程ご紹介した私どものガイドラインの情報公開のところの規定、具体的には9ページの5 . の(2)情報公開の時期と内容の第1パラグラフ、最後の所でございますけれども、「本行はプロジェクト実施国における関係法令等を踏まえつつ、借入人等を通じたプロジェクト実施者への働き掛けにより、一層の情報公開の実現に努める」という文言が規定されておりますところ、従来同様、引き続き実施主体に対しましては、翻訳版の公開を働きかけていくということに尽きるのかなと思っております。以上ですけれども。

【日本貿易保険 佐藤】

日本貿易保険の佐藤でございます。稲葉さんのご説明の通りなんですけれども、ちょっと2、3補足だけ説明をさせていただきますと、OECDのコモンアプローチに関しましては、ちょっと先程出ましたOPICは、OECDのコモンアプローチに縛られる組織ではないんですけれども、具体的にはアメリカだと米輸銀ということになっております。その中でコモンアプローチが求めているというのは、EIAの公開に関してECAが公開する場合もオーケーですし、事業者が公開する場合もオーケーというふうになっております。どちらかが公開されれば、どちらかで公開されてればいいということになっています。

ECA自身が公開している所もありますけれども、先ほどの米輸銀だとか、あるいはカナダのEDCだとかいった所は、事業者さんのホームページにリンクをするような形で公開している事例も結構あります。こういった場合は、事業者さんが公開していないと公開できないわけなんですけれども、我々自身が例えば翻訳版をそのまま公開してしまうっていうことと、その辺はちょっと違っておりまして、事業者さんの方でそこは自主的に公開されていれば、公開されるということで、今、我々のJBICさん、NEXIが取っている現地国で公開していれば公開しますというやり方ってというのは、コモンアプローチのやり方とも非常に整合的であるというふうに思っております。我々の立場としては、事業者の方に翻訳版の公開を促していくという立場になるんじゃないかと考えております。以上でございます。

【司会】

はい。ありがとうございます。質問、コメント等ございましたら、お願いを致します。はい、どうぞ。

【JACSES 田辺様】

1点確認したいんですが、先ほどのEIAの翻訳版を事業者さんの方で翻訳している場合と、それから、JBIC/NEXI自身が翻訳している場合があるというふうに聞いたんですが、JBIC/NEXI自身が翻訳している場合については、確かにいろんな翻訳、誤訳の間違い等々、生じたときに責任問題というのはあるかもしれませんが、事業者さんがJBICに審査のために提出しているものを公開をベースに提出しないという前提が分からなくて、EIAそのもの

は JBIC さんに公開を前提に提出していると。事業者さんが事業者さんの責任で訳したものを JBIC の審査のために提出しているわけですから、それはその中身の問題というか、その時点で本文の EIA が公開してくのに、事業者さんがした翻訳版は、公開を事業者さんの了承で得られませんというところが、その整合性をどう取るのかというのが分からなかったもので、ちょっと確認したいんです。

【司会】

はい。ありがとうございました。先ほどのご質問、JBIC/NEXI の方からお願い致します。

【国際協力銀行 稲葉】

今、ご意見ございました通り、現地語版は公開されているんだから、公開情報だろうというところは、私ども本件を検討するに当たって、大変大きなポイントかなと思っております。一方、産業界さんからのご懸念というか、ご意見としては、事業者が提出した EIA の翻訳版のところの誤訳の問題だとか、それからあと、コストパフォーマンスの関係で、全部を第 1 章から最終章まで全て一言一句翻訳すると、すごい工数がかかってしまうので、サマリーというか必要な部分だけ部分的な翻訳に出すケースがあるので、そういったことに伴う誤解というんですか、ミスアンダスタンディングな部分を考慮すると、ちょっと公開に慎重だという産業界様からのご意見もなるほどなと思う部分があるので、その辺のご懸念をもう少し産業界さんのほうから具体的にご説明いただくとよろしいのではないかなと思うんですけれども、お願いできますでしょうか。

【司会】

はい。ありがとうございます。では、産業界の皆さまから先程の点について、どなたか。はい。お願い致します。

【日本プラント協会 長田様】

日本プラント協会の長田と申します。具体的にこういう場合というふうにお話しするのはちょっと難しいんですけれども、私ども団体自身のケースとしてちょっとご紹介をさし上げたいと思います。実は私ども団体としていろいろなプロジェクトのケース、もろもろの研究もしくは調査に内部的な検討等をしたっていう、そういうところの報告でございます。

実はその内部的なせっかくそのような検討をした資料を業界のために広く活用してもらうために、私どものほうの内部供覧用といいますか、パスワードをかけて、会員企業さんというレベルで限定して公開しようというふうな動きをしたケースもあるんですけれども、そういう単によく知った外部の方々に対しての公開をしようという動きをした時には、実はそれを出すとすると、見てる分については、何ですかね、責任がないというわけではな

いんですけれども、ある程度さらっと翻訳をして、みんなで勉強する、検討するという形で処理はされるんですけれども、それを外に対して出すとなると、内部的にも特に技術者、エンジニアの方から止めてくれ、出すとなると、内部で検討しているレベルの翻訳ではとても出せるようなものではないということで、きちんとした翻訳にかけた上で、更にそれを作った人がチェックした上でないと、ちょっと対外的には見せられないと、そういうような話で、実は取りやめになったケースもございます。

私ども、こういう環境関係の書類、内部的な翻訳という形で JBIC さま、NEXI さまの方で見ていただける部分については、何かあっても話の中で解決はできるものだというふうには考えるんですけれども、公開という形で出ますと、先ほど NGO の方から、仮訳という形であれば、問題じゃないんじゃないか、公開することで、何か指摘によってチェック作業というそういう効果もあるんじゃないかというふうに仰られたんですけども、やはりそこで誤解が発生する、そういう話の中でこういう形で公開されているんだという形を理解されない方々が居て、いや、こういうふうに書いてあったじゃないかという指摘があると、そこでかなり支障が出る可能性がありますので、翻訳文という形のものを出すとなると、かなり慎重になる必要があるというのが私どもの考え方でございます。以上です。

【司会】

はい。ありがとうございました。産業界の方からご意見を頂戴しておりますけれども、追加でいかがでございましょうか。はい、お願いします。

【JACSES 田辺様】

JBIC の審査という行為は、環境社会配慮審査という行為は、極めて公的な機関の公共性の高い行為だというふうに思っていて、それが内部の勉強会レベルの翻訳を基に環境審査をしていくとしたら、それはそれで問題なんですね。だから、そこは、何でしょう、そもそも今の実態として、そういう状況だとすると、そういう問題を提起しなくちゃいけないんですけど、JBIC さんとして審査のその翻訳レベルっていうのは、そんな状態でいいんですか。

【国際協力銀行 大島】

JBIC の大島でございます。今の点、ちょっと・・・。

【日本プラント協会 長田様】

先にちょっと一言だけ。

【司会】

はい。

【日本プラント協会 長田様】

すいません。私の例の出し方を誤解されたようなんですけれども、私どものほうの団体で、内部で検討しているような資料を対外的に出すレベルでも、非常に慎重にやっているということを申し上げましたので、更にそれが公的な、当然資金供与のベースとして検討されるものであれば、それ以上に慎重な対応が必要と。そういうふうにご理解ください。以上です。

【司会】

はい。ありがとうございます。では、先程の質問に対してお願いします。

【国際協力銀行 大島】

はい。JBICの大島でございます。今のEIAの翻訳の件なんですけれども、われわれも翻訳版のみをもって環境審査、いわゆる環境レビューを行っているわけではなくて、カテゴリA案件の場合は、現地に出向いて実査を行わせていただいているというのが実情でございます。従って、仮にそのEIAの翻訳版で不明瞭な点、もしくは不足な事項がある場合については、現地に行って、その部分は直接事業者様、並びに当局より確認しているというのが実情でございます。この点、ご留意いただきたいと思います。

【司会】

はい。では、追加の質問をお願い致します。

【JACSES 田辺様】

今のご発言については、それはEIAが翻訳版であろうがなかろうがそういう実態は変わらないので、EIAの翻訳版だから問題だということにはならず、勿論EIAが英語で出されている場合も現地実査を行って、質問状を送って、やり取りをして、確認しているわけですから、それは翻訳版であってもそういうこと。だから、翻訳版と、これを公開する場合に原文と翻訳版と同時に公開するというのが基本的には必要だと思うんですけど、両方そこで公開すれば、基本的にはJBIC側が見る審査の文書と・・・その審査の最初に見る文書とですね、それから公開される文書のレベルが同じになるわけですから、そういう形でいいのではないかと思うんですけど。

【司会】

はい。ありがとうございました。続けてお願いします。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

質問っていうか、産業界の中のお名前忘れてあれなんですけど、ちょっと最後はコメントがあって、確認なんですけど、要するに内部的な資料を出す時もそういう懸念があるので、JBICに出したやつはもうきちんとしたものを一応出してますっていうお答えだったのか、最初の話はそうじゃないっていうふうに聞こえてたんですけど、最後のコメントではそうじゃないんだから、つまりJBICに出したやつはきちんとしたやつを出してますっていうコメントだったんでしょうかというのを確認したいんですけど。

【司会】

はい。先程の確認につきまして、お願い致します。

【日本プラント協会 長田様】

はい。当然、可能な限りきちんとしたものとしてお出しをしております。ただ、それが対外的に公開されるということになりますと、もうそれは慎重にやらねばと、そういうことでございます。

【司会】

はい。ありがとうございました。よろしいでしょうか。先程の答えは。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

続けてまた触れたいことがあるんですけども、ということは、それを公開されるときのもう一丁、より確認しなきゃいけないのでという話で、というお話をされているというふうに理解したらよろしいんでしょうかね。一応それをお願いしていて、JBICで見ていただくレベルは対応して、内部資料、さっきの流れからいくと、内部的な勉強会よりは勿論高く、それなりにJBICの審査に耐え得るレベルにはなっているけども、更に公開するんだから、よりもったきちんとしなきゃいけないという、それが問題です。そういう懸念をされているのかな。それでよろしいでしょうかという。

【司会】

はい。承知しました。追加で、はい。そちらの、はい。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会平尾です。今、議論の行ってる方向が、個別の案件に例を引いたことにちょっと引っ張られていると思うんですけども、ここでは、そういうふうな個別のしっかりしたものをレンダーが翻訳版を受けてJBIC/NEXIさんに提供するというのもあると思いますけども、一般的なルール作りの話なんで、一般的に通じる議論をする必要があると思います。

【司会】

はい。ありがとうございます。はい、JBIC のほうからお願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

国際協力銀行の稲葉ですけれども、産業界の皆様のご懸念は、私どもが直接翻訳をするケースもあるので私どもの中での懸念に近いところがあるかもしれないのですが、英訳の正確性をもってして、仮に誤った訳があった場合にそれをもって、こんないい加減な訳でやっている JBIC はけしからんとそういうふうには批判されてしまうことを特に我々が翻訳に出したものを公開して、ご指摘をいただいたりしたときに、事実関係、これ違いますよというような、そういう Win-Win アプローチでやっていただければいいんですけども、なんか揚げ足取りをされると、ちょっと我々被害者意識的に凝り固まっちゃっているかもしれないんですが、我々の多分、心の根っこにある懸念というのは、一部の英訳の誤訳をもって、こんないい加減な訳で、JBIC は環境社会配慮確認を行っているのはけしからんみたいな方向で批判されちゃうと、ちょっと我々としても身構えてしまうというのが根っこにあるのかなという気がしております。

多分、産業界の方々も、自分たちが出したものに対してそういう形で批判を浴びてしまうことにご懸念があるのかなというところが、多分この問題の、特に JBIC が自分で翻訳をかけた時のそれを公開するしないということの中で議論したときに出てくる意見、そういう観点からの懸念があるのが、実は実態でございます。

一方で、これはそういったご批判とかご意見をいただく NGO さんとの信頼関係なのかなという気もしています。性善説に立てば、あまり性善説とか性悪説とか言えないんですけども、本当に揚げ足を取ったりするんじゃないかと、やっぱり我々もこの翻訳は間違ってますよというのは言われて、それで間違いに気付くことも、もしかしたらあるかもしれない。見落としした点があるかもしれない。いい悪いは別として、そういう前向きなご指摘というのは、我々としても歓迎すべきことなのかなと思う一方で、繰り返しになりますけども、揚げ足取り的にこんないい加減な誤訳ばかりの EIA 使って、環境社会配慮している JBIC/NEXI はとんでもないみたいな方向で、変に批判されてしまうと、それもちょうと勘弁してもらいたいなど。そこは少し NGO さんとの信頼関係を今後積み重ねていくのかなというのが、すみません、この場での答えになってないかもしれませんが、私自身の正直な思いでございます。すみません、答えになっておりませんが。

【司会】

はい。コメントありがとうございます。先ほどのコメントについて追加で。はい。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

川上ですけれども、何ていうんですかね、仮訳って言ってますんで、それは翻訳にはやっぱり結構ミスとかはあるのはあり得るなど。だから、非常にクリティカルな所でやると、やっぱり問題ですけど、そんなあんまり関係ない所でちゃんとやってるのは言わない。やっぱりクリティカルな所で間違っていると、それはまずいし、実際に評価する側から見てもまずいですよね。ということでは、もし最終的には現地確認とか、現地の言葉でどこまで評価できるのかは、そこは分かんないですけども、そうなればやっぱり重要な所はもう 1 回ちゃんと翻訳するとか分かりませんが、そういう対応が多分あるんじゃないかなと思うんですけど、やっぱり仮訳ということで、それはある程度の間違があるよというのが仮訳というそういう表題なので、それはもうって私はそういう感じですけども。

でも、私、見ると言たって、いろんな NGO がいるとですね、私がそうだって言たってそれで終わりっていうわけではないんですが、仮訳というのはそういうことを表現しているという意味ですから、やっぱり重要な所で重要な間違いがあるようであったら、分かりませんが、JBIC さんのにもこれはやっぱりね。別に潰そうとかいうんじゃないわけですよ。やっぱり問題をちゃんと発見して対応するという、より良いパフォーマンスということをするためにやっていると私は思っているんで、問題のない場合とかにきちっと対応するっていうことを死守するためにやるっていう。

そのためには、どういう方法がいいんですかと。どういういろんな人たちが見て、情報公開するためにして、いろんな人たちから意見をもらうためにやってるんでということで、現地語で公開されても読めません。最近はグーグル翻訳もありますけど、うまくいく言語もあれば、あまりうまくいかない言語もあるので、それはやっぱりいろんな人が見てもらうには、仮訳でも翻訳が取りあえずあったほうが全然違うんじゃないかなと率直にはそういうふうに思ってますけど。以上。

【国際協力銀行 稲葉】

ありがとうございます。あと、もう一つとしては、他国 ECA とのイコールフットィングのところ、例えばこれが OECD のコモンアプローチ上、EIA については現地語のベースの場合は、英訳を必ず各 ECA に出すと。その英訳については、アップするみたいなことがコモンアプローチのほうで、仮に将来、決まるのであれば、我々は ECA としてそれに従うんですけども、現時点でまだそこまでのコンセンサスが OECD の中でもないので、繰り返しになりますけれども、我々に今 OECD のコモンアプローチの精神に基づいてできることは、実施主体に対して翻訳版も含めて情報公開を奨励していくこと、促していくこと、これを従来にも増してやっていくのかなと思っています。

先程、川上さんのほうからは、他の NGO は分かりませんがという但し書き付きでしたが、そういう足をすくうような対応はしないというようなご発言をいただいたのは、それは大変大きな今後の関係を深めていく上でも、大きな第一歩だと思っております。我々が実施主体、それから実施者の方々に情報公開を働き掛けていく上でも、大変今のご発言は重い

ということですね。揚げ足取りのようなことはしないということなんで、極力もともとの現地語版の情報というのは機密情報ではない、現地で公開されているという観点から公開していきましょうよと、公開という形で促すというか、ということをお我々としても引き続き、今まで以上に力を入れて説得をしていくとか、働き掛けをしていくということが、他の国の ECA の対応とか、OECD のコモンアプローチの今の書きぶりを踏まえた中で、我々ができる最大限のところなのかなというのが、今日の皆さまのご議論を聞いて私が考えたことでございますけれども、NEXI さん。

【日本貿易保険 佐藤】

日本貿易保険の佐藤でございます。今、稲葉さんがおっしゃったとおりに私自身も感じておりました、他の ECA とのイコールフットイングだとかコモンアプローチの条項だとかというのがありますけれども、我々としては事業者さんの許せる範囲で、極力公開していただいて、公開しているものは我々のウェブサイトでリンクを貼るなり、公開していくという対応というのが、今のできることかなというふうに考えております。以上です。

【国際協力銀行 稲葉】

補足をしますと、その促していくとか、働き掛けをしていくということについて、翻訳版についても明示的に促していくというわれわれの決意表明的なものを FAQ 等に記載させていただく、そういう対応は検討できるかと思っております。

【司会】

はい。ありがとうございました。項番 8 でございますけれども、皆様からの追加コメント、ご質問等ございますでしょうか。ないようでしたら、次、9 番に進みたいと思います。9 番につきましては、この進め方につきまして JBIC/NEXI から提案ということで承っておりますので、お願い致します。

【国際協力銀行 稲葉】

NGO の方々から 6 月 16 日付で追加でいただいた提言が 9 番でございます。これは EIA とか環境許可証明書が提出されない場合のカテゴリ分類の話でございますが、実は同じく追加でいただいております項番でいうところの 12 番。これも同じように EIA および環境許認可証明書を用いずに環境レビューを行った場合の環境レビュー結果に何を記載するかということで、かなり共通項というか、ちょっと項番が離れてしまっているんですけども、纏めてご議論をさせていただいたほうが効率的に進められるのかなと思っておりますけれども、NGO の方、そういう進め方でよろしゅうございますでしょうか。

【司会】

はい。では、先ほどありましたように項番 9 と 12 について、纏めて議論していただくということで進めさせていただきます。9、それから 12 とも、いずれも NGO の皆様からご提案、ご提言いただいたものでございますので、両方併せて趣旨説明をお願い致します。

【JACSES 田辺様】

はい。JACSES の田辺です。9 番の項目は EIA および環境許認可証明書が提出されていない場合に、カテゴリ分類結果においてその有無および理由を記入するべきだということの一つ目と、それから、別の方法を用いた場合にその文書を公開するべきであるということです。

項番 12 については、その環境レビュー結果において意思決定を行った後にそのうち EIA 以外で環境レビューを行った場合に、そういった理由等々を記載すべきだということで、両方ともその有無とか理由を記載するということには、同意いただけているかなというふうに思っているので、その通りでいいんですが、1 点、代替資料の公開について、一般的に公開されている場合には、その代替資料を公開することなんですが、現行のガイドラインである EIA および環境許認可証明書というのは、原則公開という位置付けになっていますので、これはその他の環境関連文書とは異なる位置付けというふうに理解していますので、一般に公開されている場合という限定が、ここに係るのはまずいと、代替文書というわけですから、EIA と環境許認可証明書を代替する文書は、EIA と許認可証明書と同等のレベルで公開の規定があるということとっております。

【司会】

はい。ありがとうございます。この点につきましては、産業界からの皆様からのコメントは頂戴をしておりませんので、JBIC/NEXI の考え方をお願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

はい。JBIC の稲葉でございます。項番 9 と項番 12 でございますけれども、ここで焦点が当たっております EIA および環境許認可証明書を用いずに環境レビューを行った件というのは、これは第 2 回会合でご報告した実施状況調査の通り、EIA 等が作成されないケースと致しましては、北米のシェールガス、シェールオイル案件のみとなっております。従来からも、この手のシェールガス、シェールオイル案件におきましては、EIA に代わる資料として、環境社会配慮確認に用いている個別の井戸の掘削とかに係る申請書類一式を開示させていただいております。

NGO からのご要望を踏まえまして、EIA が提出されないカテゴリ A 案件については、その旨とその理由を環境カテゴリ分類結果と併せて、開示を今までもしておりますし、これからも必要に応じて FAQ などこういった場合もちゃんとやりますというようなことを書くことは検討していきたいと思っております。

それからあと、環境レビュー結果にも、その有無だとか理由だとか代替方法、これを記載すべく環境レビュー結果に今後加えるとか、この手の案件については必ず書くようにという行内の通達というルールに反映させていきたい、漏れがないようにしていきたいというふうに考えております。

それからあと、一般的に公開云々の所でございますけれども、一つちょっと我々懸念してるのは、たまたま今まで私どもがやらせていただいたカナダとかアメリカでのシェールガス、シェールオイルの案件の EIA に代わるものとしての掘削許可関係というものの中には、商業上の秘密に該当するものはなかったのですが、そのまま公開させていただいたんですけども、ここであえて一般的にと申し上げたのは、仮に別の国とか別の州、今まで私どもが出資・融資の対象としていない州で行うようなシェールガスとかシェールオイルの案件で、その掘削許認可の書類の中に商業上の秘密が含まれているようなケースが仮に将来あった場合には、商業上の秘密に該当する部分は削除をして、いわゆる一般的に公開されたレベルにした上で公開するといったような工夫をする必要があるのかなという、そういう観点からここはそういうふうな書き方をさせていただきましたので、そこはご理解をいただければありがたいな、そんなふうに考えております。

【司会】

はい。ありがとうございました。コメント、ご質問等、ございますでしょうか。はい。特によろしいようでしたら、では 10 番に進みたいと思います。10 番につきましても、NGO の皆様からご提言をいただいております。では、趣旨説明をお願い致します。

【JACSES 田辺様】

はい。カテゴリ FI のサブプロジェクトの情報公開が、現在、カテゴリ FI のサブプロジェクトがカテゴリ A もしくは B に相当する場合には、JBIC/NEXI が環境レビューを行う場合と、それから FI 自身が、金融仲介機関自身がレビューを行う場合という二つの方法があるというふうに理解しています。前半の JBIC/NEXI が環境レビューを行う場合には、通常の場合同様に EIA 等が公開されるということで、かつ環境レビュー結果も公開されるということで、一定の説明責任を果たしているというふうに理解するんですが、FI 自身が環境レビューを行う場合には、そういった情報は一切出てきていないというのが現状と理解して、これに関してギャップがあるというふうに理解しています。ですので、FI が環境レビューを行った場合にも、こういった環境関連文書であるとか、それから環境レビュー結果等々の情報をきちんと公開していく何らかの仕組みが必要ではないかというふうに思っている次第です。

【司会】

はい。ありがとうございました。項番 10 につきましては、産業界の皆様からのご意見を

いただいております。どなたか代表で追加の補足、コメント等ありましたらお願い致します。はい、お願い致します。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会の平尾です。カテゴリ FI の案件につきましては、FI、仲介金融業者に環境審査能力がある場合には、FI 自身が行う。ない場合に JBIC/NEXI さんが行うと理解しております。これは IFC 等の取り扱いが同じだと思っております。審査能力のある FI が行った環境社会配慮確認を更に JBIC が確認して、それを情報公開するっていうことは、手続の重複になりますし、それだけ時間もかかることになりますので、また、スピード感を求められている国際プロジェクトの受注関係にとって、複雑な、かつ国際競争力を阻害するようなことにもなりかねないと思っておりますので、現状で良いのではないかと産業界は考えております。

【司会】

はい。ありがとうございます。JBIC/NEXI の考え方ということで、続けてお願い致します。

【国際協力銀行 稲葉】

はい。国際協力銀行の稲葉でございます。項番 10 につきまして、カテゴリ FI 案件における運用をまずご説明させていただきますと、先程ほどご指摘もございましたとおり、まず借入人となる FI、仲介金融機関が十分な環境社会配慮確認能力を有しているか否か、これをまずは本行として、確認をさせていただきます。そして、有していると判断した場合には、仲介金融機関に環境レビューを委ね、有していないとそのように私どもが判断した場合には、本行が通常案件同様、直接環境レビューを行っていくという運用となっております。それで、環境社会配慮確認能力ありということで、FI に環境レビューを委ねているケースとして、個別案件には立ち入らないというのがこのコンサルテーションの趣旨なんですけれども、イメージを持っていただくということで、具体的な例を幾つか紹介させていただきます。

一つは、南米アンデス地域の地域開発機関で、Corporacion Andina de Fomento (CAF、アンデス開発公社)、アンデス 5 カ国のベネズエラ、コロンビア、エクアドル、ペルー、ボリビア各国政府の出資でできた地域開発金融機関でございます。そこ向けの融資については、これは CAF というのは、大変それなりにしっかりした地域の開発金融機関でございます。IDB 並みの陣容、社会環境配慮に対しても能力を持っているという観点から、判断ありと、ごめんなさい、能力ありというふうに判断をさせていただきました。

それから、あともう一つの例を挙げさせていただくと、IFC が自ら出資して、JBIC と一緒に設立するファンド。これも IFC が人も送り込んで、IFC のスタンダードで環境社会配慮確認をやっているということをもって、環境社会配慮確認能力ありということで、彼らに

環境レビューを委ねている、そういったケースが我々として能力ありということで、環境レビューを委ねているというケースでございます。

他方、そうじゃないケースとして真っ先に思い浮かぶのが、開発途上国の地場金融機関。ここに対しては、基本的には私どもカテゴリ縛りという形で、カテゴリ C に限るとか、ちょっと数は少ないんですけども、カテゴリ B と C に限るといような形で、少なくともカテゴリ A が対象にならない形で、案件をあらかじめ、カテゴリを縛って、仲介金融機関に委ねてるケースもあれば、サブプロジェクト、サブローンの対象にカテゴリ A も含まれる可能性があるというふうなケースについては、カテゴリ縛りをしないけれども、その代わりにカテゴリ分類も含めて、我々が直接カテゴリ分類をやったりとか、A とか B になった場合には、我々自身が EIA を取り寄せて、普通の案件と同じように審査をやるというような対応をさせていただいております。

具体的には、例えばなんですけども、トルコの地場銀行向けの輸出のバンクローンという、これ 2012 年の 11 月にクレジットラインの大枠を設定する承諾を FI ということで、カテゴリ分類しております。その後、この案件はカテゴリ A、B、C、どれでも取り上げられるという契約上の建て付けになっておりますので、我々がやるということで、実際にサブプロジェクトとしてカテゴリ A の案件が上がって参りました。これについては、サブプロジェクトにおいてカテゴリ分類 A としまして、私どものホームページ上もアップして、EIA も公開しているという通常の案件と同じようにやらせていただいておりますし、意思決定後は環境チェックレポート、結果を通常の A 案件と同じようにホームページ上アップさせていただいております。

ただ、反省すべき点としては、クレジットラインを設定したときの FI でカテゴリ化した案件のサブプロジェクト、サブローンだということがカテゴリ A のサブプロジェクトの環境カテゴリ分類の結果だとか、環境レビューレポートの所で記載されてないので、ホームページだけ見たときは、そのリンケージが分からなくて、情報公開としてはちょっと不十分だったかなということをお返しておりますので、今回、こういう形でご指摘をいただいたので、サブプロジェクトの段階で我々がカテゴリ A にしたり、カテゴリ B にしたりした案件については、これはその大元の枠を設定するときに FI にした、何月何日付で FI っということでカテゴリしたプロジェクトのサブプロジェクトですよということが、分かるような説明書きというものを環境レビュー結果なりに一言書くことによって、透明性を確保できたかなと、そこはちょっと我々は反省しなきゃいけない。われわれが独り善がりでちゃんとやってるからいいだろうっていう感じでやってたんですけども、ご指摘のとおりそこがよく分からない、見えないということであれば、枠を FI で設定して、実際個別の案件でカテゴリ A にして、ちゃんと環境社会配慮確認をやったものについては、そのリンケージが分かるような記載を工夫をしまして、一言なり分かるような記載を追加できればなというふうに考えております。

それから、あと、委ねてるケース、能力ありということで委ねてるようなケースで、例

例えばCAF向けの融資で、CAFのホームページにカテゴリ分類の結果だとか、環境レビュー結果とかをホームページ上でアップしている場合には、それにリンクを貼るような工夫、そういうことも検討していきたいなというふうに考えております。

【司会】

はい。ありがとうございます。先ほどのコメントについて、ご質問、あるいは何か追加でのコメント等ございますでしょうか。はい、お願いします。

【熱帯林行動ネットワーク 川上様】

熱帯林行動ネットワークの川上ですが、今のご説明は雰囲気というか、は合っていたんですけども、実際そのFIに当たるのがそのアンデス開発会社ですとかIFCみたいなものに大体、民間の銀行とかじゃないという感じなんですけど、でも分かんないんですけど、例として挙げるからそういう感じだとすると、それなりの開発系の金融機関というイメージなんですけど。

となってくると、IFCの取り扱いがどうなのかあまり詳しくは知らないんですけど、要するにそのFIにもらった金融機関が一定のその、JBICさんの方でもそれなりの確認能力があるって判断をされるってということなので、そのときに例えば、彼らが開発金融関係の方・・・金融機関が、一定の環境配慮の中に情報が入ってくると思うんですけど、情報はちゃんとやってんのかと。EIAもAの場合、ちゃんとA、JBICから見てA的なやつは公開してますかみたいなものを入れ込んでもらうとですね。

そうでないと・・・そうでもあると、そこをまずどういう言い方にするか分かりませんが、それも一つの何ていうんですかね、環境社会配慮確認能力みたいな感じで評価してもらって、それとこれしか出しませんよということになれば、結果的に情報公開されてきますし、環境レビューにも出てくると。それでJBIC的にはそこにリンク貼っとけば、こちらから見たって同じようなルールってということで、そういう情報公開的な枠が貼ってあれば大丈夫なんじゃないかっていうか。それがよく見えないと、要するに枠がないような所へ行っちゃうと、こっちがもうそのEIAはJBICがお金を出して流れているにもかかわらず、それも見えない。EIAとかが見えないことが不安なので、そこにフィルターがかかっていれば、そういう情報公開ができないフィルターがかかって出しているのであれば、EIAの公開と関連情報公開ってやっていただければ、お考えの問題ないかなって感じ、感想なんですけれども、どうですか。

【司会】

はい。ありがとうございました。

【国際協力銀行 稲葉】

はい、ご意見、どうもありがとうございました。ご懸念、ご意見を踏まえて、今後 FI の案件で委ねるといった場合には、その観点をちゃんと見ていくということを FAQ とかで書いていくのかなと。うちの中でも、そういう意識を徹底させていくのかなと。

他方、なんで FI というカテゴリに我々がしてるかということ、小規模な案件、それからあと、我々が直接リスクを取れない信用力という点ですけれども、例えば、途上国の民間企業のリスクってなかなか、我々取れない。ただ、途上国の地場銀行から見ると、取れるような企業っていうのがございます。そういった企業向けの案件とかを迅速に、スピーディーに、機動的に支援するためにこういったツーステップローンとかバンクローンというような形での、間に仲介の金融機関を入れた形での資金というのを導入させていただいています。

これはひとえに間に入っている仲介金融機関の審査能力、これは環境社会配慮の確認能力も含めてですけれども、それを我々として審査をして、そこに対して枠を設定することによって、それから、下の部分、実際のサブプロジェクトとかサブローンのときも、極力、間に入った金融機関の審査能力、そういったものを活用して、1件1件我々が信用力の審査をすとか、貸付契約の交渉をすとかっていうことをせずに、銀行を通じて効率的に日本の企業の皆さんのビジネスを支援できるようにという形で、こういった仲介金融機関、現地の地場金融機関系での融資というのをクレジットラインだとか、バンクローンだとか、ツーステップローンだとか、そういった名称でご支援させていただくということから考えると、我々が環境社会配慮確認能力も含めて能力ありと判断した先については、極力、そこは彼らの能力というか、そこに委ねて、効率的に支援をさせていただきたい。一方で、環境ガイドライン上の我々が持っている情報公開のすべきこと、他のバランスをどうやって取っていくかということに尽きると思います。なので、間に入った FI、仲介金融機関に環境社会配慮確認能力ありということで、環境レビューを委ねる場合においても、そういう観点から適格性というか、それを判断していくことになるのかなと思います。

【司会】

はい。では、その説明ということでしょうから、続けてお願いします。

【国際協力銀行 松原】

JBICの松原です。今、ご質問いただいた中で、我々が例として紹介させていただいた FI に環境社会配慮確認を任せている場合、二つかなり公的力の強い機関を当てさせていただきましたけれども、それ以外の例として、カテゴリ A でも任せているというものがございまして、典型的には、典型的にというのは、一つはインフラファンドのファンドマネジャーに任せているという例がございまして、これは、ファンド運営というよりは投資家として参加をしますけれども、非常に経験のあるファンドマネジャーが運営するインフラファンド

の場合は、インフラファンドですので、どうしてもカテゴリ A の案件があり得るわけですが、そこは行っているという例が一つございます。その場合でも、経験とか、あるいはインフラファンドでも ADB であったり、IFC であったり、公的機関が参加した、あるいはパブリックなファンドに参加したことがあるファンドというのもございますので、彼らが例えばファンドマネジャーをトレーニングしているとか、そういったことを総合的に見てということです。

その後にお話があった情報公開との関係で申しますと、そのファンドの場合は、例えば事前に投資関係のこれがありますということを情報公開するというのが、基本的に難しいというふうな実態もございますので、FI がどれぐらいきちんとその情報公開をしているかというのが重要だというのはおっしゃる通りだと思いますけれども、場合によって、我々が投資をする、我々としてそもそも政策意義がございますが、ここは環境社会配慮確認の能力とその情報公開に対する考え方、総合判断ということだと思いますので、必ず情報公開をしていないと、FI に任せられないという形にはちょっとできないだろうと思います。その点だけ付け加えさせていただきます。

【司会】

はい。ありがとうございました。追加のご質問お願いします。

【JACSES 田辺様】

はい。今の多分、点なんですけど、公的な地域金融機関であれば、ウェブで公開されているかと思うんですが、民間のファンド等の場合、その FI 自身が公開していない場合であっても、例えばプロジェクトの主体者が EIA を公開している場合にまずそのリンクをきちんと JBIC が貼るとか、そういったこともぜひ検討いただければというふうに思います。

【司会】

はい。ありがとうございます。はい、お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

出資対象のサブプロジェクトの実施主体者が、そういった自社のホームページ等で EIA を公開しているのであれば、それは我々リンクを貼ると、どういう対応ができるのか検討できるのではないかなと思っています。間に入ったファンドとの交渉とかいろいろあると思いますけれども、確かにそういう要望なり必要性っていうのは重要だなと思いますので、ちょっと相手がある話ですけれども、そういう観点から投資先のプロジェクトの情報公開、公開されている情報であれば、秘密情報も含まれませんので、工夫をして、そういったものがうまく我々のホームページ上のリンクを貼る先として使えないかというのは、検討課題ということで検討させていただきたいと思います。

【司会】

はい。ありがとうございました。追加で項番 10 につき、何かございますでしょうか。はい。では、特段ないようでございますので、続いて、時間迫っておりますけれども、ひとつ、次の項番 11 に進みたいと思いますけれども、これにつきましても併せてということで、JBIC/NEXI のほうから進め方のご提案ということでございます。

【国際協力銀行 稲葉】

NGO の方からいただいております項番 11、これは国際基準の乖離があった場合の情報公開というのですけれども、これと比較的論点が近いと思われるところ、追加でご提案いただきました 13 番、プロジェクト実施前の現況値の公開。かなり議論としては共通する部分もあるかと思っておりますので、この 2 点をまとめて議論をさせていただければと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

【司会】

はい。では、11 と 13、まとめてということで進めさせていただきます。それでは、NGO の皆さまから頂戴しておりますので、冒頭の説明をお願い致します。

【JACSES 田辺様】

はい。項番 11 は国際基準等々の乖離がある場合に、その背景とか理由等環境チェックレポートの結果に公開すべきということで、項番 13 の方が実施前の現況値が既に環境基準等を上回ってる場合に、その旨を記載するという事なので、恐らく国際基準等の乖離がある場合というのは、現況値の規定を上回っている場合というのが含まれているというふうに理解していますので、非常に近いことだというふうに理解しています。現行ガイドラインでは、国際基準等々、書いてある場合に確認するという事になっているんですが、その確認内容というのが、環境レビュー結果等で含まれていないので、その部分はきちんと記載する。ガイドラインに確認すると書いてある以上、環境レビュー結果等できちんと記載することが必要なんじゃないかというふうに思っています。

この規定そのものは、コモンアプローチでも同様のリクワイアメントとなっているというふうに理解してまして、実際、OECD の ECG のページなんかを見ますと、毎年会議があったアンケートをレポートが出されていて、直近のものでドイツと英国については、そういった報告が出されているというふうに理解しています。さらに現況値との乖離に関しても、ドイツのうちの 1 件はこういった記載があるというふうに理解しています。

【司会】

はい。ありがとうございました。11、13 につきましては、11 で産業界の皆さまからご意

見をいただいております。背景、あるいは追加説明をお願い致します。

【日本貿易会 平尾様】

日本貿易会の平尾です。第 1 回のコンサルテーション会合で、イー・アンド・イーソリューションズさんから提出されました資料の情報公開の面を見ますと、ドイツのヘルメス（Hermes）とか韓国の輸出入銀行については、環境レビュー結果、あるいはモニタリング結果を公表してないというふうなことであります。そうした中で、JBIC/NEXI さんの現状の情報公開をそうした機関等と比べても先進的であると思っております。それで、ドイツとか相手企業との競争の激化というふうなことを考えますと、これ以上の環境レビュー結果の情報公開は必要はないのではないかと考えております。

項番 13 については、日本企業で、より環境を悪くするようなプロジェクトというのはあまり無いのかなと思いますけど、この点は産業界全体で議論をしている訳ではないのでコメントは差し控えさせていただきます。

【司会】

はい。ありがとうございました。JBIC/NEXI の考え方につきまして、お願いを致します。

【国際協力銀行 稲葉】

JBIC の稲葉でございます。先ほど NGO の田辺さんから OECD の環境アプローチのご紹介がございましたので、その点、若干補足をさせていただきたいと思っております。OECD の環境コモンアプローチにおきましては、各 ECA は、国際基準を満たさない場合には、ECG 事務局という OECD 中の ECA 取りまとめの機関がございまして、その ECG 事務局に国際基準を満たさない理由、それからプロジェクトをそれにもかかわらずサポートする理由、それと、モニタリング手続きについて報告をするということになります。さらには、この ECG 事務局は各 ECA から上がってきた報告をビジネス上の機密を考慮に入れて、年に 1 回概要を公表するというので、先ほどご紹介があったとおり、ドイツ他、何カ国かが概要という形で ECG 事務局の手により公表がされているというのが、現時点での運用、実態となっております。

OECD のコモンアプローチ上、各 ECA は ECG 事務局への報告はしなければならない。そういった大幅な乖離とかがあった場合には、事務局への報告をしなければならないということが義務付けられておりますけれども、その ECG 事務局に報告した内容についての公開は義務付けられていない。繰り返しになりますけれども、その報告を受けた ECG の事務局が商業上の秘密に配慮して、各 ECA から上がってきた報告をそのままアップするんじゃなくて、商業上の秘密に配慮した形で概要を公表するというのが OECD の環境コモンアプローチ上のリクワイアメントというか、義務というか、プロシージャー、手続きとなっているところでございます。

それで、ちなみに私どもが調べたところでは、他の ECA が大幅な乖離等があったときに

どこまで情報公開しているか、ECG 事務局への報告以外に、自らのホームページとかで、どこまで公開しているのかっていうのを調べてみたところ、カナダの EDC を除いては、そういったことを我々が調べた限りでは、彼らのホームページ上では公表している所はございませんでした。ちなみにこのカナダの EDC もどういうことを EDC のホームページ上、公開しているかという、超過している項目、例えば大気質とか水質っていったかなり荒いメッシュで超過があった、なかったというようなことをのみ記載しております。大気質とか水質だと、具体的に超過している物質が、NOx だとか SOx だとか PM2.5 だとかいろいろあると思うんですけども、そういった具体的な超過物質名だとか、どの程度数値として乖離しているかというのは報告されていないということでございましたので、この国際基準との乖離については、コモンアプローチの精神に則り、我々としてはイコールフットィングにも確保しつつ、ご要望いただいている内容を公開するのはちょっと難しいのかなと思っております。

他方、将来、OECD の環境コモンアプローチが改訂されて、各 ECA による公表を義務付けるような改訂がなされるのであれば、それを我々としても環境ガイドラインに直ちに反映できるような仕組みってというようなものは、検討させていただけたらなと思っております。

それから、あと、基準値、既にプロジェクト実施前で基準値を超えている場合、項番 13 でございますけれども、ちょっとこれ追加でいただいたご要望なんで、他の ECA がどういう対応をしているか全部調べ切れていません。次回にはその調査が終わると思いますので、項番 13 については、他の ECA が実施前の既に超えているケースでどういう対応をしているかを調べさせていただいた上で、それとの横並びとしてどこまでできるかというのを我々で考えて、改めてご報告をさせていただきたいなと思っておりますのでございます。

【司会】

はい。ありがとうございます。先ほどの案件につきまして、11、それから 13 でございますけれども、追加コメント、ご質問等ございますでしょうか。はい。お願い致します。

【JACSES 田辺様】

他の ECA との比較というときにどういうふうに見るかっていうことなんだろうなというふうに理解したんですけども、少なくとも情報としては出ていくわけですね、世の中に。他の ECA が国際基準と乖離している場合の案件の乖離している理由と思うんですけど、情報という、そのものという意味では、OECD のページに出ているので、それを ECA 自身が行っているのか、それとも OECD を通じて行っているかの違いだけなのかなと。という中で、必ずしも、じゃあイコールフットィングが阻害されるかっていうふうに、要はイコールフットィングっていうのは情報としてそれがやっぱり世の中に出ている場合には、イコールフットィングと考えられるんじゃないかなというふうに思っているんですけど、そこはどいうふうな考えているかなと思います。

【国際協力銀行 稲葉】

OECD、環境コモンアプローチに基づく報告の手続きについては、先ほど申し上げた通りなんですが、各 ECA が事務局に報告した内容は、非公開ということで事務局に行き、事務局が彼ら自身で商業上の機密ということに配慮して、概要という形を出している、その部分が公開情報だということだと思います。となると、その概要として OECD 事務局が出している内容も、まだこれ、今回の環境コモンアプローチが改訂してから始まった制度で、実績がまだそんなに積み上がってない中で、どこまで事務局が商業上の機密に配慮して、概要として出しているメッシュか、それがまだ確立されてない中で、もうちょっとその辺は我々としては見極めて見たいなと思っております。

それで、OECD の中でコンセンサスがある程度取れる時が、多分来ると思います。コモンアプローチの改訂も 3 年後にやるということになってますので、恐らくこのテーマも議題となって、もうちょっと具体的な、どこまでを乖離とするというような議論も、OECD の中でされると思いますので、その辺の議論を我々としては見守った上で、すべきものはする。基本的には、これ国際基準の乖離してるかしてないかというのは、EIA に書いてある情報がベースにはあるのかなと思っておりますので、その部分は多分、商業上の秘密はなくて、公開情報だと思うんですけども、それ以外の部分でどういう形の情報公開をする必要があるのかを含めて、OECD の議論というのをもうちょっと見たいなと。

まだこの制度ができてから 1 年、2 年しか経ってなくて、先ほどおっしゃったとおり、事務局が公開している数もまだ限られていて、目線っていうか、そこが OECD メンバー国の中で統一されてないのが現状だと思いますので、今後の OECD の中での議論、それを踏まえて、我々自身も適切にそれを 5 年後の次の改訂を待たずに反映できるような仕組みというのは考えたいなと思っております。次の改訂まで待って、それまではやりませんというんじゃなくて、これは他の項番の論点にも共通するのですけれども、いろんな論点が今 OECD のコモンアプローチの関係で議論される、実際の運営も運用方法とかについて、OECD の中で議論されているので、ちょっとその辺の議論が固まったら、我々自身、JBIC/NEXI の次の 5 年後の改訂を待たずに、うまく自動的に反映できるような仕組みというのは、この点に限らず、今回の改訂の中で文言工夫しながら、そういう枠組みというか仕組みというかを入れられたらなと。

具体的な文言については、今後、私どもがコンサルテーション会合で、論点 30 番まで終わって、一段落した後に改訂案というのを準備させていただく予定ですけども、その中でそういったメカニズムを担保し得る文言として、どういうことが可能かというのを我々で考えて、再度お諮りしたいなと思っております。

【司会】

はい。ありがとうございます。こちら項番 11 と 13 でございますけれども、追加のご

質問、コメント等ございますでしょうか。はい。承知致しました。時間をちょっと見ますと、残り5分程度となっておりますけれども。

【国際協力銀行 稲葉】

次のはそんなに時間かからないと思いますので、できれば、せっかくお集まりいただいているので。

【司会】

はい。では、最後少し、項番14ということでお願いを致します。

【JACSES 田辺様】

環境レビュー結果へのスクリーニングフォームが、日本語には付いているんですが、英語には付いていないので、両方入れてくださいというお願いですが、JBICさんのほうでそういう方向でいただけるということですので、よろしくお願いします。

【司会】

はい。ありがとうございます。産業界の皆さまからもいただいておりますけれども、もしコメントあればという感じでございますけれども、よろしいでしょうか。はい、承知しました。では、JBIC/NEXIのほうからお願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

スクリーニングフォームにつきましては、借入人等から日本語または英語のいずれかの形でご提出をしていただくことになっております。あと、それを私どもホームページに掲載するところで、NGOの方からご指摘、ご意見いただきました通り、英語で受領したものについて、日本語版のほうに載せなかったり、その逆があったりということがございますので、日本語版、英語版のいずれの環境レビュー結果にも本行が受領した環境スクリーニングフォームを付けさせていただくということで、英語版の環境レビュー結果上、環境レビュー結果は英語なんだけれども、もらってるスクリーニングフォームが日本語の場合は、日本語版のスクリーニングフォームが付いてしまいますけれども、そこはそれでいいというご説明を別途いただいておりますので、新たに産業界の方、実施主体の方、実施者の方に英語と日本語、両方スクリーニングフォームを作れというような負荷をかけるものではないということがございますので、ご要望を踏まえて、改善をさせていただきたいと思っております。

【司会】

はい。ありがとうございました。14番、コメント、ご質問ございませんでしょうか。で

は、項番ごとの議論はここまでとさせていただきます。最後、JBIC/NEXI から今後の進め方等ありましたら、お願いします。

【国際協力銀行 稲葉】

はい。今後のスケジュールは、先ほど申し上げた通りですけれども、次回につきましては、第6回ということで、7月30日の水曜日、午後2時より開催させていただきたいと思えます。その後、第7回は8月7日の木曜日、第8回はちょっとお盆があって間があきますけれども、8月28日の木曜日ということで、いずれも2時からということで、スケジュール確定しております。

次回は今回積み残しになりました13と15、16。15、16もモニタリングの関係なので、まとめて議論させていただいたほうが効率的かと思えますので、15、16はまとめて議論をさせていただきたいと思えます。それから、あと、さらに進めるのであれば、17番以降につきましても、産業界のご意見、それから、JBIC/NEXI の考え方で後日回答予定となってるものをなるべく早く取りまとめて、論点整理表をアップデートしたものを次回の会合のそれなりの日数を前もった日時でアップできればと思っておりますので、産業界の皆さまも17番以降でご意見、ご提案あればお待ちしておりますので、よろしく願いを致します。JBIC/NEXI のほうも、鋭意、17番以降のJBIC/NEXI の考え方を取りまとめているところですので、近々、その辺りを記載したものをJBIC/NEXI のホームページにアップさせていただきたいと思えますので、よろしく願い致します。

【司会】

はい。ありがとうございました。では、お時間でございます。これにて第5回会合を閉会とさせていただきます。本日は皆さん、どうもご参加ありがとうございました。

(了)